

軽井沢 LogHOTEL 塩沢の森 宿泊約款

本約款の適用範囲

第1条 軽井沢 LogHOTEL 塩沢の森（以下「ホテル」という）が締結する宿泊契約およびこれに関する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約は優先するものとします。

宿泊予約のお申し込み

第2条 当ホテルに宿泊予約のお申し込みをなさる方は、次の事項を当ホテルにお申し出いただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) a.申し込み者名及びその連絡先

b.宿泊料金の支払い者名及びその連絡先

(5) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊予約の申し込みがあったものとして処理します。

申し込み金のお支払い

第3条 前条の宿泊予約のお申し込みをなさる方は、お申し込み日の翌日から起算して10日以内に、申し込み1名あたり5,000円を当ホテルが指定する方法にてお支払いいただきます。なお、振込み手数料は宿泊客負担とします。

2 申し込み金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第7条及び第19条の規定を適用する事態が生じた時は、取消料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。

宿泊契約の成立等

第4条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込み金のお支払いを確認したときをもって、成立するものとします。なお、宿泊契約の成立の順位は、第2条に定める宿泊予約の受付の順位によるものとします。

2 申し込み金を第3条第1項に定める期日までにお支払いいただけない場合、ホテルから契約取消しの通知をもって、宿泊予約はなかったものとして取り扱います。

3 宿泊契約が成立した場合、その後の宿泊日の変更には応じかねます。なお、宿泊客の都合により宿泊日を変更する場合には、第7条に定める宿泊契約の解除に則り、一度宿泊契約を解除したうえで、新たに宿泊予約のお申し込みをしていただきます。

申し込み金の支払いを要しないこととする特約

第5条 第3条の規定にかかわらず、当ホテルは、お申し込み金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

宿泊契約締結の拒否

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊のお申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者に次の事由に該当するものがあるとき。

①「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）による指定暴力団及び指定暴力団員等又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）

②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員

③暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員

(5) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

(6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(8) 宿泊しようとする者が、泥酔等で、他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められたとき。

あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客の契約解除権

第7条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第1項の規定により当ホテルが申し込み金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊予約を取り消したときを除きます）は、別表第2に掲げるところにより、取消料を申し受けます。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても当ホテルに到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

当ホテルの契約解除権

第8条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊約款及びこれに関連する契約の申込みをなさる方又は当ホテルを利用される方に次の事由に該当するものがあるとき。

①暴力団等

②暴力団等が事業活動を支配する法人その他の団体又はその構成員

③暴力団等に該当するものが役員となっている法人又はその構成員

(3) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。

(4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(6) 宿泊しようとする者が、泥酔等により、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

あるいは宿泊客が他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(7) 決められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたづら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供をうけていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第9条 宿泊客には、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、生年月日、性別、住所及び職業

(2) 利用人数

(3) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、前号の定めに加え、旅券の写し

(4) 出発日及び出発予定時刻

(5) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第10条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後3時から翌日午前10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。なお、客室を使用できる午後3時以降においても、客室の整備等により、やむを得ずお待ちいただくことがあります。

3 当ホテルは、第1項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) ご到着日の午前10時より前は、客室料金の100%
- (2) ご出発日の午前11時までは、客室料金の10%
- (3) ご出発日の正午までは、客室料金の30%
- (4) ご出発日の正午以降は、客室料金の100%

利用規則の遵守

第11条 宿泊客は当ホテル内においては、「宿泊約款」に定める「利用規則」に従っていただきます。

施設の案内

第12条 当ホテルの主な施設等の営業内容は、各所の表示、内線9番にてご案内します。

2 施設等の営業内容は、必要やむを得ない場合、予告なく変更することがあります。

料金の支払

第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第14条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

契約した客室の提供が出来ないときの取り扱い

第15条 当ホテルで、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、宿泊料金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害補償額に充当する。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは補償料を支払いません。

寄託物等の取り扱い

第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルでのお預かりはお断りしております。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金もしくは貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客から、あらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先だって当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際、もしくは客室にてお渡しします。

2 前項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、前条第1項の規定に準じるものとします。

駐車場の責任

第18条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに応じます。

宿泊客の責任

第19条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

宿泊等利用契約締結の拒否

第20条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊等の利用契約に応じないことがあります。

(1) 宿泊約款及びこれに関連する契約の申込みをなさる方又は当ホテルを利用される方に次の事由に該当するものがあるとき。

- ①第6条第1項第4号にて定める暴力団等に該当するもの
- ②法令又は公序良俗に反する行為をする恐れがあると判断されるもの

(2) 当ホテルの他の利用客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(3) 当ホテルもしくは当ホテルの従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、又かつて同様な行為を行ったと認められるとき。

(4) この「宿泊約款」に違反したとき。(違反する恐れがあると、当ホテル側が判断した場合を含む)

(5) 当ホテル利用にあたり、その利用を容認できないと当ホテルが判断したとき。

別表第1 宿泊料金等の内訳 (第2条第1項及び第13条第1項関係)

| | |
|-------------|----------------------|
| 宿泊客が支払うべき総額 | 宿泊料金 (基本宿泊料 (室料)) |
| | 追加料金 (飲食料及びその他の利用料金) |
| | 税金 (消費税) |

備考1. 基本宿泊料は客室料金表によります。

2. 税法が改正された場合はその改正された規定によるものとします。

別表第2 取消料 (第7条第2項関係)

| 契約解除の通知を受けた日 | 不泊・当日 | 前日 | 2日～7日前 | 8～14日前 | 15日～31日前 |
|--------------|-------|-----|--------|--------|----------|
| | 100% | 50% | 30% | 20% | 10% |

(注意)

- 1. %は基本宿泊料に対する取消料の比率を示します。
- 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日程に対して取消料がかかります。

その他

第21条 当ホテルでは消防法の定めにより火災報知器を館内各所に設置しており、火災、その他の理由により報知器が感知した場合、客室にお伺いすることがあります。これによりお客様が損害を被った場合であっても、当ホテルは一切の責任を負いません。

軽井沢 LogHOTEL 塩沢の森 利用規則

当ホテルでは、お客様に安全で快適なご滞在をお楽しみいただくために、宿泊約款第11条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則をお守りいただけない場合は、宿泊約款第8条により、宿泊又はホテル内の諸施設のご利用をお断り申し上げます。またこの利用規則を守れないことによって生じた事故については、当ホテルは責任を負いかねます、ご了承ください。

- 1 下記の物品は、他のお客様への迷惑となりますのでお持ちこみにならないでください。
 - イ) 動物、鳥類、ペットの類（サービスドッグ〈盲導犬、聴導犬、介助犬等の身体障害者補助犬〉は除きます）
 - ロ) 悪臭又は騒音を発するもの
 - ハ) 火薬、揮発油その他発火、引火性のもの
 - ニ) 法により所持を許可されていない銃砲、刀剣、覚醒剤の類
- 2 客室を宿泊以外の目的でご使用にならないでください。
- 3 未成年者のみの宿泊は特に親権者の許可がない限りお断り申し上げます。
- 4 ホテル内及び敷地内で広告物の配布や物品の販売をしないでください。
- 5 賭博や風紀を乱すような行為、他のお客様に迷惑のかかるような行為はなさないでください。
- 6 高声や放歌、またテレビやラジオの音量を大きくするなど、他のお客様に迷惑のかかるような行為はなさないでください。
- 7 ナイトウェア、スリッパのまま客室からお出になることはご遠慮ください。
- 8 館内外の諸施設や備品を他の場所へ移動したり、加工したりしないでください。汚損、破損、紛失については実費を申し受けます。
- 9 客室内や敷地内で許可なく営業上の目的で写真やビデオ・DVD等あらゆる機器による撮影及び録音はなさないでください。
また、私的に撮影及び録音されたものであっても、許可なく営業上の目的でインターネット上等に掲載する行為はなさないで下さい。
- 10 ご滞在中に客室から出られる時は施錠をご確認ください。ご在室中やご就寝時には、施錠ください。不審者の来訪には不用意に開扉な
らないようご注意ください。
- 11 ご来館客との客室内でのご面会は終日ご遠慮ください。
宿泊約款第9条により登録された宿泊客（同伴者を含む）以外のご来訪客を宿泊させることはお断り申し上げます。
- 12 客室内で暖房用、炊事用などの熱を発する器具等をご使用にならないでください。
- 13 全客室2階は禁煙となっております。館内の客室リビング、テラス以外での喫煙はなさないでください。
その他火災の原因となるような行為はなさないでください。指定の場所以外での花火のご利用はご遠慮ください。
なお、ベッドルームで喫煙された場合は、寝具・カーテン・壁紙等のクリーニング費用その他補修等にかかる実費を申し受けます。
- 14 万一に備え、客室入口の避難経路図及び各階の非常口をご確認ください。
- 15 ご滞在中の現金、貴重品の保管には、客室内の金庫をご利用いただくようお願い申し上げます。万一ホテル館内で紛失、盗難事故等が発
生した場合、ホテルでは一切の責任を負いかねます。
- 16 お忘れ物は発見した日から一定期間当ホテルにて保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。なお、お忘れ物の
発送にかかる費用につきましては、お客様のご負担とさせていただきます。また、お忘れ物の保管に関する当ホテルの責任は、宿泊約款
第16条第2項の規定に準じるものとします。
- 17 ご滞在中、フロントから精算の依頼がございましたら、その都度フロントでのご精算をお願い申し上げます。
- 18 お買物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料などの立て替えはお断りさせていただきます。
- 19 小切手によるお支払い及び両替には応じかねますのでご了承ください。
- 20 従業員へのお心づけはご辞退申し上げます。
- 21 宿泊約款第6条第1項第4号条に定める暴力団等及び公序良俗に反する恐れのある場合には、当ホテルのご利用をお断り申し上げます。
(予約成立後、あるいは利用中にその事実が判明した場合には、その時点でご利用をお断り申し上げます。)